

商品概要説明書

積立式定期貯金<エンドレス型>

(2019年11月1日現在)

商品名	・積立式定期貯金<エンドレス型>
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	・積立期限には定めがありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・自動振替により、1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1円以上 ・1円単位
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約定利率を適用します。 <p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の計算方法を適用します。 <p>・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。</p> <p>※2037年12月31日までの適用となります。</p> <p>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</p>
手数料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 <p>当該貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、お申込みいただきましたJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。お申込みいただきましたJAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）</p>

	民間総合調停センター（大阪府）※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる事項	—